第36回豐島廃棄物処理協議会

日時:平成28年1月31日(日)13:00~14:15

場所:ルポール讃岐 2階 大ホール

I 出席協議会員(15名)

①学識経験者

(会長) 岡市友利

- ②申請人らの代表者
 - ○大川真郎、石田正也、中地重晴、山本彰治、濵中幸三、安岐正三、石井亨
- ③香川県の担当職員等

田代健、川田浩司、〇德大寺祥宏、大山智、大森利春、三好謙一、武本哲史 ※〇印は議事録署名人

Ⅱ 傍聴者

- ①豊島3自治会関係者 9名
- ②公害等調整委員会審査官 遠山敦士
- ③報道関係 5社(四国新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、山陽新聞)

Ⅲ 議事

司会から、次の報告があった。

- ・植田会長代理の欠席
- ・県側処理協議会員の変更(徳大寺協議会員)
- ・公害等調整委員会から遠山審査官の出席

岡市会長挨拶 (要旨)

- ・豊島廃棄物等処理事業については、調停条項に従って、共創の理念という立場で 議論を進めてきた。事業そのものも平成15年9月に本格処理が始まって以来、 いろいろ問題があったが、どうにか進んできている。調停条項で定められた期限 まで、あと1年余りだ。
- ・事業のより正確な進行計画管理を図りながら進めていくために、毎年度末の廃棄物等の残存量の見通しを7月に立てていた。しかし、処理まであと1年数か月になっているので、今年度は、10月頃に再び残存量の測定をしている。
- ・後ほど県から説明があるかと思うが、処理対象量は、平成26年度末時点から重量ベースで約6千t減少して、約90万2千tと推計されている。廃棄物等の残存量は減るものの、一方で、残存量の中の処理しなければいけない土壌の割合は増えてくるため、溶融炉の運転その他のために、現在、酸素富化を行っている。酸素富化により、処理完了時期はこれまでどおり平成29年3月までに何とか廃棄物等を処理できるだろうという見通しが報告されている。

- ・廃棄物等の処理は、順調とは言わないにしても、それなりに目標に向けて進んでいるわけだが、期限まで残りわずかなので、県には、大変ではあるが、より一層気を引き締めて、安全第一、環境保全第一で、しっかりと処理をお願いしたい。
- ・本日、協議会員の皆さま方には、率直な意見を交わしていただき、残り少ない処理のために一層の信頼関係を深めながら、この協議会を進めていきたいと考えている。よろしくお願いする。

議題

(1)協議会の運営

- 議事録署名人に、大川協議会員、徳大寺協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況

- ・溶融炉及びキルン炉での中間処理並びに岩石等特殊前処理における、平成27年度4月から12月までの処理計画量は5万1,911tで、実績は5万5,869tであった。今年度の進捗率は107.6%と、今のところ、計画を上回って処理ができている。溶融炉、キルン炉別の進捗率は、溶融炉は105.3%、キルン炉は122.6%であった。
- ・溶融炉においては、先ほど会長もおっしゃっていたが、処理量アップ対策として、 今年度の途中、9月下旬から酸素富化実験を開始して、11月からは、ほぼ連続 的に酸素富化を本格的に行って処理している。この11月、12月あたりの溶融 炉の処理実績を見ると、11月で119.0%、12月が116.1%と、この 酸素富化による期待された効果がほぼ得られていると考えている。
- ・平成15年度から昨年12月末までの廃棄物等の累計処理量は78万9,494 tと、直下土壌を除く、廃棄物の処理対象量に占める進捗率は91.9%となっている。
- ・直下汚染土壌については、平成24年度末から九州に送ってセメント原料化処理を行っているが、今年度は、5月と12月にそれぞれ1回ずつの計2回搬出しており、合計で1,296tを処理している。平成26年度までの処理実績が6,824tであり、これまで累計8,121tの処理ができている。先月12月6日の管理委員会で承認いただいた、セメント原料化処理の推計対象量1万7,605tに対し、累計処理量8,121tと、進捗率としては46.1%となっている。直下汚染土壌の処理については、豊島の処分地内に土壌が滞留しているというような状態ではなく、最終年度まで見通して、三菱マテリアル九州工場の受入れ可能量からして、掘削後の判定調査や掘削・搬出を順調に行えば、十分に期限内で処理できるものと考えている。
- ・特殊前処理物の外部委託処理実績であるが、昨年8月の処理協議会において合意 いただいた後、同月下旬より順次処理をしており、12月までで133 tの外部 委託処理ができている。現在、処分地内に保管している空ドラム缶等の特殊前処

理物についても、ほぼ、今年度内には処理できる見込みで考えている。

- ・廃棄物等と汚染土壌を合わせた処理対象量については、後ほど詳しく説明するが、 全体処理対象量が90万1,622tで、これに対し79万7,748tと処理 できており、平成27年12月末までで、88.5%の進捗となっている。
- ・直島での焼却溶融処理に伴い発生する副成物の発生量、販売量などの有効利用の実績であるが、鉄、銅ともに、販売できている。アルミについては、平成25年7月にアルミくずの再選別装置を導入して、アルミを再選別して純度を上げて回収しているが、本年4月から12月までの9カ月間で、1,223t余りを再選別して、29.6tのアルミが販売できている。溶融スラグについては、公共工事のコンクリート用骨材として有効利用している。昨年度あたりに鉛含有量が基準を超過したものがあったが、その後、豊島処分地で、蛍光エックス線分析機などで、あらかじめ廃棄物における鉛含有量を調査し、鉛含有量が多くならないような作業をしている。今年度も7月に一度だけ、鉛が基準超過したものが発生しているが、それ以降は、今のところ発生していない。粗大スラグについては、昨年度26年度から、スラグの性状なども勘案して、粗大スラグの溶融スラグへの混合は中止している。粗大スラグの処理については、シルト状スラグ、仮置き土とともに、三菱マテリアル九州工場でセメント原料として有効利用されている。
- ・豊島・直島のそれぞれの施設の見学者数の実績であるが、平成27年度4月から 12月までに、豊島側で1,471名、直島側で1,712名と、合計3,18 3名となっている。処理開始以来、豊島・直島合わせて7万5,600名余りの 見学者をいただいたことにいる。なお、今年度は、豊島側は、昨年度を上回るペ ースでの実績となっている。豊島事業も終盤となっているので、少しでも多くの 方に見学いただけるよう、引き続き広報等を行っていきたいと考えている。

〇住民側

- ・今、12月までの処理状況等をご報告いただいたが、豊島廃棄物等処理情報というインターネットに情報公開されているところを見ると、1月21日に「定期整備のため、1号溶融炉、2号溶融炉及びロータリーキルン炉は12月30日から立ち下げていましたが、定期整備が終了したので、施設の安全点検を行った後、本日(1月21日)19時頃から昇温を開始する予定です。なお、処理再開は1月22日14時ごろの予定です」と表示されている。
- ・翌1月22日の9時に、「2号溶融炉については、施設の安全点検中に第1スラグコンベアからの漏水が確認されたので、修繕作業を行った後、立ち上げる予定です。なお、1号溶融炉については、昨日22時15分から立ち上げを開始しています」。23日には、「2号溶融炉については、施設の安全点検中に第1スラグコンベアから漏水が確認されたので、修繕作業を行っていましたが、作業が完了し、施設の安全点検が終わったので、昨日(1月22日)23時から昇温を開始しました。なお、処理再開は本日1月23日22時ごろの予定です。」とあるが、定期整備の後、少しトラブルがあったというのは伺っている。
- ・その後、28日の8時30分に、「1月27日に2号可燃物供給装置の点検・整備を行っており、可燃物を不燃物供給装置から投入しています。そのため、可燃

物と不燃物の比率等から自動演算している作業・稼働情報 2 号溶融炉の処理量(速報値)が異常値となっております。後日表示する確定値は正確な値となります。」と表示されていた。また、昨日 1 月 3 0 日の 1 3 時に、「2 号溶融炉の第 1 スラグコンベア故障のため、本日(1 月 3 0 日) 1 3 時頃から、2 号溶融炉のキープ運転(廃棄物の投入を停止し、1, 0 0 0 $\mathbb C$ で温度維持)を行い、修復作業を実施しています。なお、このことによる周辺環境に影響はありません」とあった。

・昨日だったか、第1スラグコンベアの故障については、我々にも報告いただいているが、定期補修が終わって1週間で事故というか故障が起こるというのは、どういうことなのか。あと1年しかない中で、今後の処理計画をどのように立てるのか後でご説明いただくが、取りあえず、今現在の処理の状況からして、その辺りについてご説明を願いたい。

〇県側

- ・定期整備を終えて20日ぐらいから立ち上げを行っていった中で、漏水などが起こった。原因に関しては、次回の管理委員会までにまとめた上で、ご報告させていただけたらと思うが、当然、我々もこういったことがないようにやっていきたい。なお、処理計画の中でもある程度の予備日を取っているので、これによって大きく処理が遅延するようなことはないと考えている。
- ・1月28日の情報表示に関しては、これもあくまでトラブルというよりは、数値がちょっと異常値を示していたということなので、これは機器の故障ではないということをご理解いただきたい。
- ・1月30日の2号溶融炉のキープ運転に関して、こちらの故障の原因については、 今、第1スラグコンベアのスプロケット(歯車)にスラグが入り込んでしまった ため、その回転が止まったものかと考えている。溜まったスラグなどの除去を終 えて、今日中には、処理再開ができる見通しだ。この件についても、次回の管理 委員会までにはきちんとした資料で、トラブルの報告をさせていただけたらと考 えている。
- ・いずれにしても、これによって大きく処理が遅れるというようなことにはならない い範囲で留まっているものだと考えているので、ご了解いただきたい。

〇議長

私も、そのたびごとにファクスをもらっており、直島その他の事業の進捗状況は、 一応報告を受けているが、それなりに努力されていると思っている。

(3) 豊島廃棄物等の処理対象量の推計及び処理計画等

①豊島廃棄物等の処理対象量及び残存量の推計

- ・昨年10月3日から4日にかけて実施した3Dレーザー測量の結果を基に、平成27年10月3日現在の廃棄物等の残存量等について推計した。
- ・平成27年10月3日時点での廃棄物等の処理済量は、体積ベースで53万6, 142㎡、重量ベースで76万9,597tとなった。

- ・廃棄物等の残存量は体積ベースで5万9,143㎡と推計している。これは今回 の測量結果や、公害等調整委員会の調査結果を基に予測していた廃棄物底面より も下にある周辺部廃棄物等を加えた結果である。
- ・残存重量の推計に用いる密度については、今後掘削を行う区域では、平成26年度、27年度に掘削を行った区域と同様の傾向になると考えられるため、平成26年度、27年度の密度である1.51t/㎡とした。この結果、廃棄物等の残存量は、重量ベースで8万9,306tと推計している。
- ・廃棄物等の処理済量と残存量を合計した全体量は、体積ベースで、前回推計よりも7,181㎡減少して、59万5,285㎡、重量ベースでは、6,686 t減少して、85万8,903 tとなる。これは、公調委底面よりも浅かった部分があったことや、周辺部廃棄物等が減少したことなどに伴うものである。
- ・直下汚染土壌は、体積ベースで23,599㎡と、前回の推計とほぼ変動はなく、 重量ベースでも42,719 tと推計している。
- ・廃棄物等と直下土壌を合わせた処理対象量は、体積ベースで61万8,884㎡、 重量ベースで90万1,622 tとなる。

②年度別・処理方法別処理計画及び運転維持・管理計画

- ・ 先ほどご説明した廃棄物等の残存量を基に、年度別・処理方法別処理計画及び運 転維持・管理計画を見直した。
- ・見直しに当たっての条件であるが、①平成27年10月3日時点の残存量については、廃棄物等5万9,143㎡と直下汚染土壌1万9,306㎡を合わせた、7万8,449㎡としている。②溶融処理対象残存物の土壌比率は、前の計画では約66%としていたが、廃棄物等の性状調査結果から、本計画では約72%としている。③シュレッダーダスト主体廃棄物と土壌主体廃棄物の混合後の土壌比率を72%にするため、それぞれの混合割合を28%対72%とする。次に、④溶融炉処理量設定値であるが、土壌比率が約72%になるので、1日1炉82tとなる。ただし、酸素富化運転時には10%の処理量アップが見込まれるので、1日1炉90tと設定している。⑤溶融炉稼働日数は、先ほど申し上げたように、ボイラーダスト落下などに伴う予備日を確保している。⑥ロータリーキルン炉の処理設定値は、処理実績から1日17tとしている。
- ・これらの条件により見直しを行った結果、処理完了時期については、平成29年 3月ということである。
- ・平成28年度の豊島廃棄物等管理委員会の開催予定であるが、中間処理施設の運転・管理、廃棄物等の掘削、均質化等の最終年度を予定しており、進行管理をより適切に行うため、開催回数を4回に増加する予定である。
- ・平成27年度の運転維持・管理計画であるが、前回の計画から1炉1日当たりの溶融炉の処理設定値が変わったので、中間処理の月別処理量も変更している。また、3月1日から14日までは、三菱マテリアル直島製錬所の定期修繕がある関係で酸素供給がない。また、これ以外にも何らかのトラブルによる酸素供給なしでの運転が考えられるので、このようなことも見込んでいる。

・平成28年度の計画であるが、27年度と同様に、3月は酸素供給がない。また、 直島町の一般廃棄物処理施設が27年度に完成し、28年度から稼働する。その 分、処理量が27年度と比べ2t増加している。

③第3次掘削計画の変更

〇県側

- ・第38回の管理委員会においてご承認をいただいた掘削計画について、平成27年11月以降の掘削計画の見直しを行った。主な変更点は、最終混合面及び廃棄物仮置きヤード施工を予定した箇所を変更したことである。期別ごとの掘削計画について、変更点を中心に、主な点をご説明する。
- ・平成27年10月末の現状及び平成27年度第3期であるが、先ほど申し上げたように、最終混合面の位置を変更している。第4期には、北海岸の西端、東端で新設鋼矢板の施工した後、遮水壁沿いの廃棄物等の掘削を開始する。また、貯留トレンチ西隣も必要な箇所に矢板を施工した後、掘削を進める。
- ・平成28年度第2期については、前回の計画と変更はないが、9月末までに廃棄物の底面掘削を完了する。第4期は、掘削完了調査は1月末に終了して、3月ごろには廃棄物及び直下汚染土壌の搬出作業が完了する。平成29年3月末には貯留トレンチなど施設が残るだけのものとなっている。

④今後の工事等に係るスケジュール等の基本的な考え方

- ・豊島処分地における工事は、これまでの「①地下水浄化関連工事」に加え「②③ 第Ⅰ・Ⅲ期豊島内施設撤去関連工事」、「④北海岸の土堰堤の保全にかかる施設 及び遮水壁とその関連施設の地下水の遮水機能解除に関する工事(以下「遮水機 能解除関連工事」という。)」及び「⑤処分地整地関連工事」が想定されるが、 廃棄物等の処理完了期限である平成28年度末が近づいてきたので、今後の暫定 的なスケジュール等を整理した。
- ・①地下水浄化関連工事であるが、D測線西側の地下水汚染が確認され、これまで 揚水井設置工事を行ってきたが、汚染地下水を原位置で浄化する方法について具 体的な検討を始めており、今年度は、処分地に存在する微生物を用いた地下水浄 化が可能かどうか調査中である。また、D測線西側以外の地下水汚染状況を把握 するため、廃棄物の掘削が完了した区域において概況調査を実施中である。スケ ジュールであるが、引き続き概況調査を実施するとともに、揚水や原位置浄化に よる地下水浄化の具体的な検討や対策を進めることとしている。
- ・豊島内施設撤去関連工事であるが、豊島内施設の撤去については、第2次香川県 豊島廃棄物等処理技術検討委員会等で、本格対策実施期間後と定められていたが、 第38回管理委員会において、処理終了時期が近いため、前倒しできる撤去は進 めることで了承を得たことから、第Ⅰ期、第Ⅱ期に分けて取り組むこととしてい る。
- ・②第 I 期工事については、地下水等浄化対策及び管理施設(処分地内道路等)を除く施設の撤去を行う。なお、北海岸遮水壁沿いの廃棄物等の掘削に伴い、北海岸トレンチドレーン上部撤去及び仮設矢板の設置工事を 2 7 年 9 月から実施中で

ある。スケジュールについては、原則的に、廃棄物等の搬出終了後を予定している。なお、北海岸トレンチドレーン上部撤去工事の工期については、平成28年3月までになっているが、繰越しが議会で可決されたら、28年9月まで延長する予定である。

- ・③第Ⅱ期工事については、第Ⅰ期以外のすべての施設の撤去を行う。スケジュールであるが、原則的に地下水等の浄化対策終了後を予定しており、北海岸トレンチドレーン下部撤去工事も同時期を想定している。なお、地下水浄化対策等の進捗状況等を踏まえ、撤去時期・期間や対象施設等の検討を適宜続けている。
- ・④遮水機能解除関連工事については、調停条項で、「北海岸の土堰堤の保全にかかる施設及び遮水壁とその関連施設は、当該施設を存置する目的が達成されたときは、地下水の遮水機能を解除して、土地の一部になること」とされている。調停条項を踏まえた上で、こうした状況を実現するための工事について、一部地下水等の浄化に関わる部分もあることから、豊島廃棄物処理協議会での協議や、豊島廃棄物等管理委員会での議論等を経て計画し、実施するものである。スケジュールについては、地下水の浄化基準達成後に遮水機能解除関連工事を実施することとしている。
- ・⑤処分地整地関連工事であるが、調停条項では、「香川県は、本件処分地を引渡す場合、危険のない状態に整地すること」とされている。調停条項を踏まえた上で、こうした状況を実現するための工事について、一部本件廃棄物等の搬出に関わる部分もあることから、豊島廃棄物処理協議会での協議や、豊島廃棄物等管理員会での議論等を踏まえて計画し、実施したいと考えている。スケジュールについては、地下水浄化対策の状況等を踏まえ、整地の仕様等について検討するが、基本的には地下水の浄化基準達成後に工事を実施する。なお、本年度に最終混合面等の設置に伴い搬入する土については、整地に有効利用したいと考えている。

〇住民側

・今後の工事等のスケジュールに関連するが、資料5には「香川県は本件処分地を 引渡す場合、危険のない状態に整地すること」と書かれてあるが、調停条項では、 「本件処分地を海水が浸入しない高さとした上、危険のない状態」と書かれてい るので、「海水が浸入しない」という旨を書いていただきたい。

〇県側

・こちらについては、管理委員会でもご指摘いただいているところであり、今回は、 管理委員会でご審議いただいた資料そのままで説明させていただいた。内容につ いては、管理委員会で申し上げたとおりだ。

○議長

・ということは、海水が浸入しない程度に整地すると。

〇県側

・「海水が浸入しない」旨は、調停条項に書いてあるので、そのとおりさせていた だくということである。

〇議長

だから、あえて書かなかったと。

〇県側

・今回は、処分地の整地関連工事ということだったので、そこまでは必要ないと思っていたが、管理委員会で、住民側にご指摘いただいており、そこは分かっている。ただ、管理委員会に諮った資料をここで変えたものでまた出すというのもいかがなものかということで、そのまま提出しているので、そこは、趣旨は十分踏まえている。

〇住民側

- ・資料5は管理委員会で出したものと変わっていないという話なので、確認したい。 第3次掘削計画について、第38回の管理委員会以降、掘削計画について、平成 27年11月以降の掘削計画の見直しを行ったとあるが、こちらも先月の管理委 員会のときに出した資料なのか。それとも今回初めてこのような形で明示されて いるのか。
- ・また、平成27年度第3期から第4期のところで、最終混合面の施工や、混合面を移設して、搬出道路を延伸するということだが、もう1月末になったものの、まだ完了していないのではないか。特に、混合面については、飛散の恐れがあるので、鉄板を立てて囲いをした上で混合しなければいけないと思うが、先週1月22日に現場を見学させていただいたときには、囲いが付いているような状態ではなく、平場で混合されていた。せっかく掘削判定も終わった土砂のところに、廃棄物が飛散する可能性もあるわけだが、その辺りはどうなっているのか。

〇県側

- ・第3次掘削計画については、先月の管理委員会のものから変わっていない。
- ・最終混合面の施工のところのご質問だったと思うが、最終混合面については、今 回資料を添付していないが、花崗土を敷いた上にシートをして、そこに均質化物 を重ねて土台を作っていく。おそらく、その土台を作るときの、均質化物の均し 作業を見ていただいたのだと思うが、直島に搬出しているものは、今まである混 合面で作業をしている。
- ・均質化作業をするためには、通常、シュレッダーダスト主体廃棄物、それから、 土壌主体廃棄物、そして溶融助剤の炭酸カルシウムを、トロンメルを使って激し く、何度も重機を使って切り返し作業をするというような作業をしている。しか し、新混合面においては、あくまでそこで出来上がった、今の既設の混合面で出 来上がったものを敷き詰めるだけということで、ある程度注意して作業させてい ただいているので、そういった通常の均質化物をつくるような作業ほど飛散する とは考えていない。

〇住民側

・まだ混合面をつくっている作業の途中だというのは分かった。この第4期に混合 面の移設を完了することになっているが、まだできていないという理解でよいか。

〇県側

・現時点ではできていないが、近いうちには、そうした作業をした上で、新しい混 合面での均質化作業ということになるかと思う。

〇住民側

・平成27年度第4期において、「第4工区では、混合面移設後、4測線付近の廃棄物底面掘削を行う」こととされている。もう1月も終わりで、いつからやるといった話にならなければいけないと思うが、まだできていない。少しずつ予定が遅れてきていると考えていいのか。

〇県側

- ・第4期については、1月から3月ということであり、この間に施工する箇所を書かせていただいている。最終混合面については、均質化物の敷き均しはほとんど終わっている。近々移設もして、D測線や(D,3-4)付近も、底面掘削にかかりたいと考えているが、今のところ、掘削計画自体が遅れているとは考えておらず、この計画の中で何とかやっていきたいと思っている。
- ・あわせて、毎月毎月の進捗状況については、事務連絡会でもご説明している。翌 月の掘削計画についてもご説明しているし、前月末までの実績についても、ご報告しているところだ。

〇議長

何か、この図面だけを見ていると、どんどん進んでいっているようだ。それで進められれば結構だと、私も思っている。

〇住民側

・平成27年度第4期の対応で、「北海岸の西端および東端では、新設鋼矢板の施工後、新設鋼矢板の自立可能な高さまで掘削を進める。」と書かれている。今、遮水壁の外側に鋼矢板を打つ工事をされているが、東側の岩盤のところでなかなか板がこないようなので、新しくボーリングをするような装置を持ってきて、岩盤まで崩して鋼矢板を敷設されるような工事になっていると思う。西側も同じような形で、途中まで入れて、その後、入れていないので、止まっているような状態を先週拝見したが、予定が少し変更されたのか。

〇県側

・2月ぐらいには、東側は掘削ができると思っている。西側も、2月の終わりぐらいから、廃棄物の掘削に取りかかる予定だ。

〇住民側

・この間の事務連絡会のときにもらったのかな、北海岸西側は、自立できないので、 H型鋼の上に鉄板を通して溶接して、今ある遮水壁の壁とくっつけた形で自立さ せるといった計画に変更されているが、その辺りの強度などを検討された上で工 事をされていると考えていいのか。

〇県側

・より安全側を見て、H型鋼でつないで補強しているということなので、当然、当初の計画よりも安全側の計画と考えている。

〇住民側

・1月になってから、トレンチの水のダイオキシン類の値が13pg-TEQ/L を超えている。油水分離装置で水質を良くして、海に流しておられると思うが、 処理水の水質をきちんとチェックされているのか。長期間、連続して運転されて いるようなので、処理の開始と、いつ終わるのかは分からないが、終わったもの についてのダイオキシン類の変動など、実施されている作業の安全性をきちんと 確認していただきたい。

〇県側

・油水分離装置については、今、単独での処理が可能か確認をしている最中であり、 そのまま海には流していない。油水分離装置は、高度排水処理の前処理であり、 油水分離装置でデータを取った水は、高度排水処理施設に送っているので、そこ は安心していただきたい。なお、トレンチの水は、凝集膜分離装置で処理してい る。

(4) 豊島住民提出議題 (本件処分地の地上権設定外区域の取扱い)

〇住民側

- ・資料 6 は「確認事項(案)」と「(案)」が付いているが、この間、事務処理会で県と協議を重ねてきて合意した内容である。本日この案を正式に処理協議会の中で確認してもらい、後は議事録添付という形で残しておいてもらえばという趣旨で出している。
- ・簡単に説明すると、廃棄物撤去も大詰めになり、豊島住民も跡地の検討をいろい ろ重ねてきている段階の中で、ちょっと調停条項の中身をもう一度確認しておい た方がいいだろうということで、県との間でその辺りの話もしてきた。その検討 の中で、地上権設定区域外の処分地と、地上権設定区域内の処分地という2つの 概念があるということが明確になった。
- ・参考であるが、資料6に添付されている図面において、「地上権設定地」と書いてあるところと、「地上権設定外区域」と書かれたところこの2つを合わせて「処分地」とされている。地上権設定地というのは、今、現に県が廃棄物撤去、地下水浄化をされている部分である。地上権設定外区域というのは、基本的には廃棄物がないところで、地下水浄化も必要ないと考えられている区域であり、この南の海側のところは、既に豊島住民がオリーブの植樹などをして利用しているという状況にもある。このような中で、調停条項の整理をして、ここのところをはっきりさせておいた方がよかろうということで、今回、県と協議をした。
- ・その協議の経過というか、どうして整理する必要があるかというのは、この確認 事項案の前文の中にちょっと書いておいた。要は、調停条項で処分地の全部が、 廃棄物撤去と地下水浄化を確認して引き渡すといった表現になっているが、現に、 地上権設定外区域というのは、廃棄物も地下水もないし、島の人たちが使ってい るということもあるので、ここの部分は早めに整理して、跡地利用として、こち らが基本的には使っていくという形で整理しておきたいということで、合意した ものだ。中身としては、地上権設定外区域については、豊島3自治会が使ってい るという確認、管理責任の明確化、それから、中に進入道路などいろいろあるの で、そういったものについては、従来どおり県に使ってもらうといったことで、 県と合意している。
- ・廃棄物撤去もだいたい大詰めにきているので、1つ1つこういう問題を処理協の 中で確認しながら進めていきたいということで、出している。

〇議長

・確認事項案の、「記」というところに1、2、3、4とあるが、こういうことについて、ここで確認するということで、よいか。

〇住民側 · 県側

・はい。

〇議長

・それでは、「確認事項(案)」の「(案)」を取った形で議事録に添付する。

(5) その他(北海岸土堰堤の取扱い(豊島住民報告))

〇住民側

- ・会の冒頭で、岡市会長から説明があったが、2000年9月から処分地の暫定的 環境保全措置、処理事業に必要な施設等が設置されて、2003年9月から処理 事業が実施されている。
- ・豊島住民は、跡地問題検討会をつくって、跡地利用を検討してきた。元々、廃棄物の処理は10年が設定されていたが、遅れて、期限いっぱいの2017年3月末となり、それに伴う地下水の浄化完了期間も遅れることが想定されるようになってきた。
- ・このような状況の中で、豊島住民も高齢化が進み、子孫にどのような跡地を残す か、最重要な課題となってきた。そこでの課題は、いかに子孫に経済的負担をか けずに、歴史的な産廃撤去運動の成果としての跡地を残すかということだ。
- ・調停条項で、北海岸土堰堤を残す目的は、海水が入らない高さとして土地を有効利用するということだった。2003年から2015年まで、北海岸土堰堤は、毎年、台風等で破壊され、その都度、原状回復工事が行われてきた。この期間、処分地南側に隣接する柚の浜の海岸は、破壊されることなく、自然海岸の形状を保っている。
- ・豊島住民の願いは、先人たちから受け継いだ豊かで美しい豊島を次の世代に継承 することである。また、調停条項前文で公害等調整委員会が切望するのは、「豊 島が瀬戸内海国立公園という美しい自然の中でこれに相応しい姿を現すことであ る」とされている。これは、豊島住民の願いと共通するものだ。
- ・8月の事務連絡会の中で、住民にこのような考え方があるということをお伝えしたが、処分地北海岸土堰堤を撤去し自然海岸に戻すことが、我々の責務ではないかと考え、現在、討議を重ねているということをご報告する。

- ・中間報告ということなので、我々の回答というのは、おそらく求められていない のだろうが、少し県の立場を申し上げる。
- ・先ほど、調停条項前文などの話も出ていたが、ここの北海岸の関係について、調停条項9(2)に「北海岸の土堰堤の保全にかかる施設及び遮水壁とその関連施設…は、当該施設を存置する目的を達したときは、土地の一部になるものとし、これを豊島3自治会に引き渡す」と明記されている。このため、県としては、この平成12年6月に住民側と締結したこの調停条項に沿って、対応するようにな

ると考えている。

〇住民側

・先ほど申したように、遮水壁のすぐ側の廃棄物を、トレンチドレーンを取って撤去するために、遮水壁が崩れるかもしれないという形で、補強工事もして、安全側に向けて補強工事をして、廃棄物の掘削をするというところで明らかになったように、土堰堤の天端から4mか5mぐらいまで、要するに、南側遮水壁だけでもたせて、反対側の北海岸側には石積みがあるが、この石積みについては台風で、部分的に毎年のように崩れていっているわけなので、それを、工事が終わりましたからというので、その土堰堤をそのままこっちに引き渡してもらっても、すぐにでも崩れるかもしれない。そうであれば、いっそのこと崩した状態で返してもらった方が、合理的だし、こちらとしても、そんな危険なものを、土地の一部だと言われればそうかもしれないが、その引き渡し後の管理のことを考えると、やはり今の形で土堰堤を残した状態で引き渡してもらうのがいいのかどうかということは、もう一度、再考願いたい。

〇県側

・少し補足させていただくが、北海岸において台風で崩れているのは、植栽土のう の部分である。下の石垣部分は破損がないので、それは確認いただきたい。

〇住民側

- ・今日、このような議題を報告したのは、これから豊島の中でいろいろと検討して みて、ある程度の具体的なものになってきた場合には、正式に事務連絡会などで 議論しながら、説明をしていきたいという趣旨で出したものであり、調停条項変 更だというのは、重々承知している。
- ・だから、具体的に将来的にあそこをどうするかという話を考えていく中で、経済的な問題、どっちが高いか、低いかというお金の問題もあるとは思うが、いろんなことを調査した上でやりたい。ただ、いきなり出しても、県もびっくりするだろうから、「事前にこういう検討をしていくということを今日はお知らせした」ということとして、受け取ってほしい。
- ・そのような意味では、今回提案したように、部分的にでも豊島住民に土地を返していただいて、環境教育をはじめ様々な形で利用したいという島民の気持ちを汲みとっていただきたい。
- ・逆に言うと、その土堰堤を残したまま、豊島住民会議にあの土地を返してもらうというのは、今のところ地下水浄化が終わってからという話になっているので、2017年3月ではなくて、少なくともまだ5、6年、あるいは、ひょっとしたら10年ぐらい延びるわけである。その間に、土堰堤が崩れたりしたときに、県が、もう一度修繕をされるのかといったことを議論しなければいけないようになってくると思う。だから、そのような意味で言うと、最終的には崩して返してもらう形で、検討してもらえるとありがたいというのもあるので、そのようなことも少しお考え願いたい。

〇県側

・跡地については、豊島住民会議のものなので、あとをどう活用されようとするか、

住民会議の中で、住民の方々の中でお考えになるのは当然だと思っている。

- ・県側のスタンスとしては、一番大きな命題は、両者が合意して結んだ調停条項に 沿って、処理期限までに廃棄物を撤去するということであるので、当然、調停条 項に書いていることに沿って、私どもは作業を進めていく。
- ・調停条項が締結するまでいろいろな経緯があって、このような文面になったと思っている。住民会議の中ではこう考えているというお話があっても、調停条項に 書かれている内容に沿って進めるといった返答しかできない。

〇住民側

・議事録に入れておいてほしいことがある。資料6の別紙1で、いわゆる枝番がついた土地を何筆か書いているが、これは、調停成立後に国土調査があり、土地の一部が分筆されるなどしている。別紙は国土調査後のもので書いているので、将来、調停条項の土地とこちらを見比べたときに合わないということがないように、新しいものとしてつくっていることだけを、ちょっと一言言っておく。

〇議長

- ・以上で、処理協議会は終了した。
- ・傍聴人から何かご意見はあるか。

〇傍聴人(遠山審査官)

- ・あくまで担当審査官としてのコメントという形になるが、やはり、まずは調停条項を順守していくということが大事である。そして、条項からは一義的に明らかでない部分や、新たな問題が生じた場合などは、調停条項の文言や趣旨を踏まえて、双方が十分に協議をするということが重要だと思っている。
- ・今回のように、確認事項ということで協議をして、進めておられるということな ので、引き続き公害等調整委員会としてもフォローアップということで推移をみ ていきたい。

〇岡市会長

これで終了させていただく。どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成28年3月25日

議事録署名人

議 長

協議会員

協議会員

確認事項

公調委平成5年(調)第4号・第5号豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件における調停条項(以下「調停条項」という。)に関し、申請人らから、香川県に対し、調停条項の「本件処分地」のうち、地上権設定地以外の土地(別紙1記載の土地。以下「地上権設定外区域」という。)の取扱いについて、申し出があった。

申し出の内容は、調停条項9 (3)では、「香川県は、本件処分地を引き渡す場合、あらかじめ、技術検討委員会の検討結果に従い、専門家により、本件廃棄物等の撤去及び地下水等の浄化が完了したことの確認を受け」るとされている。しかし、現状においては、「本件処分地」内の「地上権設定外区域」を豊島3自治会が管理・使用している状況にある。また、「地上権設定外区域」内は、「本件廃棄物等」は存在しておらず、「地下水等」も「浄化」の必要がない区域となっている。したがって、現状と調停条項9 (3)との関係の取扱いを整理する必要があるというものである。

このため、申請人らと香川県は、協議の結果、地上権設定外区域について、以下のとおり合意した。

記

- 1 香川県は、地上権設定外区域について、豊島3自治会が土地所有権に基づいて管理・使用していることを確認する。
- 2 香川県は、調停条項8 (1) により、本件事業が完了し、豊島3自治会に 地上権設定地全てを引き渡すまでの間、地上権設定外区域のうち、別紙2記 載の土地付近の現況進入路として使用している土地については、従前どおり 使用する。
- 3 豊島3自治会は、地上権設定外区域について、自らの責任及び負担において適切な維持管理をすることとし、香川県は一切の管理責任又は費用負担を 負わない。ただし、上記2の現況進入路について、香川県が使用していることに起因する補修は、従前どおり香川県が行う。
- 4 豊島3自治会は、調停条項8 (1)により、香川県及び本件事業実施関係者が、豊島内施設を撤去するため、地上権設定外区域に立ち入り、必要な作業を行うことを認める。

● 別紙1

番号	所 在	地	地目		
1	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1	保安林		
2	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 2	原野		
3	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 3	保安林		
4	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 5	保安林		
5	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 0	保安林		
6	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 1	保安林		
7	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 2	保安林		
8	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 3	保安林		
9	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 4	保安林		
10	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 5	保安林		
11	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 8	保安林		
12	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 6 9 - 1 9	保安林		
13	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 7 0	山林		
14	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 7 4	原野		
15	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 7 6 - 1	原野		
16	小豆郡土庄町豊島家浦字柚	3 1 7 6 - 2	原野		
	合 計 16筆				

● 別紙2

番号	所	在 地	地	目
1	小豆郡土庄町豊島家浦	字柚 3169	一 1 5 保	安林
2	小豆郡土庄町豊島家浦	字柚 3169	一19 保	安林
	合 計	十 2 筆	<u> </u>	